

日進小学校が 愛知県学校安全優良校として 表彰されました

問合せ 学校教育課

大津波の襲来を想定して実施している文化会館への避難訓練や保護者への引き渡し訓練、地域との協力・連携による「親子ふれあいデイキャンプ」への取り組みなど、学校と保護者・地域が一体となって学校の安全に努めていることが評価され、1月28日に県教育委員会より表彰されました。



△親子で作る防災グッズ



△日進小から文化会館への移動（避難訓練の一場面）

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

平成27年度土地・家屋価格等縦覧帳簿による縦覧を行います。

土地価格等縦覧帳簿には所在・地番・地目・地積・価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格が記載されています。これにより納税者が、自己の資産の価格とほかの資産の価格を比較できます。

なお、4月下旬から5月上旬に固定資産税課税明細書と納税通知書を同封し、納税義務者へ送付する予定です。

縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)（土・日曜日、祝日を除く）

縦覧場所 税務課

縦覧できる人 納税義務者、納税義務者と同一世帯の者および納税管理人

※そのほかの人が縦覧する場合は、委任状が必要です。電話による縦覧内容の照会はできません。

問合せ 税務課固定資産税係

国民健康保険からのお知らせ

会社を退職する人へ

公的医療保険は、必ずいずれかに加入することが義務付けられています。退職により会社などの健康保険を喪失した場合、国民健康保険への加入以外にも次の方法があります。

【任意継続被保険者になる】

退職した会社の健康保険に2か月以上加入していた人は、会社を退職して20日以内に手続きすれば、会社の健康保険を引き続き最高2年間継続することができます。

【家族が加入している健康保険の被扶養者になる】

被保険者に主として生計が維持されている3親等以内の親族で、次のいずれかの要件を満たしている人は、被扶養者として会社などの健康保険に加入できる場合があります。

- ・満60歳未満で年間収入が130万円未満である
- ・満60歳以上、または障害年金受給資格者で年間収入が180万円未満である

詳しくは、加入している健康保険組合にお問い合わせください。

●国民健康保険の手続きは14日以内に

国民健康保険へ加入する場合、健康保険の資格を喪失した日から14日以内に手続きしてください。14日を経過してから手続きした場合、その間の医療費は全額自己負担になります。また、本来加入すべきであった日にさかのぼって国民健康保険税が計算されます。

●納付は便利な口座振替で

口座振替は納め忘れがなく、納期のたびに金融機関へ行く手間が省けます。口座振替への変更は納税通知書、通帳と届出印を持参し、市内金融機関または税務課で手続きしてください。

便利な口座振替を是非ご利用ください。

●非自発的失業軽減制度があります

非自発的失業（倒産、解雇、雇止めなど）をした人は、国民健康保険税の軽減が受けられる制度があります。手続きに関する詳細は、市ホームページをご覧ください。

問合せ 国保年金課国保係